

個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条第2項の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の процедуруを定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員

(平成18年3月31日現在、50音順)

氏名	現職	備考
影山清四郎	横浜国立大学教授	会長
常岡孝好	学習院大学教授	会長職務代理者
都村敦子	中京大学教授	
森田明	弁護士(横浜弁護士会所属)	
矢口俊昭	神奈川大学大学院教授	

諮問を受けた審査会は、第20条第2項各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっていきます。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成17年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた案件の審議をし、4件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審 議 内 容
第138回	平成17年4月19日(火) 神奈川県庁新庁舎	第8期個人情報保護審査会会長に影山清四郎氏を選出した。 第8期個人情報保護審査会会長職務代理者として常岡孝好氏が指名された。 今後の審査会の運営について、確認した。 諮問第67号について、審議を行った。 諮問第68号について、審議を行った。
第139回	平成17年5月17日(火) かながわ県民センター	諮問第68号について、答申案の審議を行った。 諮問第69号について、概要説明を行った。
第140回	平成17年6月7日(火) 神奈川県庁新庁舎	諮問第68号について、審議を行った。 諮問第69号について、審議を行った。 諮問第70号について、審議を行った。
第141回	平成17年8月4日(木) 神奈川県庁新庁舎	諮問第70号について、異議申立人から口頭での意見聴取を行った後、審議を行った。 諮問第69号について、審議を行った。
第142回	平成17年8月30日(火) 神奈川県庁新庁舎	諮問第69号について次の手続を行った後、審議した。 (1) 異議申立人から意見陳述の聴取を行った。 (2) 実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第143回	平成17年10月12日(水) 神奈川県庁新庁舎	諮問第70号について、答申案の審議を行った。 諮問第71号について、概要説明の後、審議を行った。
第144回	平成17年11月15日(火) 神奈川県庁新庁舎	諮問第69号について、審議を行った。
第145回	平成17年12月19日(月) 神奈川県庁新庁舎	諮問第69号について、答申案の審議を行った。
第146回	平成18年2月10日(金) 神奈川県庁新庁舎	諮問第71号について次の手続を行った後、審議した。 (1) 異議申立人から意見陳述の聴取を行った。 (2) 実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第147回	平成18年3月29日(水) 神奈川県庁新庁舎	諮問第71号について、審議を行った。